**受動喫煙防止啓発動画　仕様書**

**１　業務名**

　　受動喫煙防止啓発動画制作業務委託

**２　委託期間**

　　契約締結日から令和6年３月１５日まで

**３　業務の目的**

　　受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸い込んでしま

　うことを指し、健康増進法では、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう

　特定施設の管理者が講ずるべき義務を規定している。また同法では、屋外場所や

　家庭内においても喫煙時には周囲の状況へ配慮する義務も規定している。こうし

　た状況から健康増進法で敷地内禁煙（学校、病院、行政機関など）又は原則屋内

　禁煙（飲食店、事業所など）が義務付けられている施設とともに、屋外等でも喫

　煙時の配慮が求められていることを伝える動画を制作する。

**４　用途（予定）**

（１）埼玉県が運営するYouTube「埼玉県公式チャンネル」上での配信

（２）デジタルサイネージでの放映

**５　業務内容**

　　受動喫煙防止啓発動画 １本以上の制作

（１）制作方針

　　ア　背景

　　　　・健康増進法の改正により、令和２年４月から、対象施設の敷地内禁煙又

　　　　は原則屋内禁煙が義務付けられた。

　　　　・健康増進法では、禁煙が義務付けられている施設以外においても、喫煙

　　　　時に望まない受動喫煙が生じないよう配慮する義務が規定されているが、

　　　　路上喫煙、家庭内及び集合住宅等における望まない受動喫煙に係る相談が

　　　　寄せられており、当該配慮義務に係る周知啓発が求められる。

　　イ　方向性

　　　　望まない受動喫煙の防止について、受動喫煙防止に対する認識の薄い層が

　　　興味を持てる内容であること。

（２）動画の内容

　　ア　受動喫煙の定義の説明

　　イ　健康増進法に関する規定の説明

　　ウ　望まない受動喫煙に配慮を要する具体例の紹介

　　　　（例）・飲食店、事業所、公共施設

　　　　　　　・マンションのベランダでの喫煙

　　　　　　　・路上喫煙（駅周辺等、人通りの多い場所）

　　　　　　　・公園

　　　　　　　・家庭

（３）制作動画の条件

　　ア　映像はホワイトボードプレゼンテーション等を用いたアニメーション形式

　　　で作成する。

　　　　ただし、定められた予算の中で上記の３の目的を最大限達成できる場合に

　　　はホワイトボードプレゼンテーションを用いないアニメーション形式も可と

　　　する。

　　イ　作成本数は１本以上とし、尺は１本当たり60秒程度とする。

　　　　納品の際は、１本当たり15秒程度及び30秒程度の2種類の概要版を加え

　　　ること。

　　ウ　動画のファイル形式は以下のとおりで、youtube又はデジタルサイネージに

　　　掲載可能なものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| データ形式 | MPEG4　AVC形式（.mp4）、  又はWMV（WindowsMediaVideo9）形式（Advanced Profileを除く）(.wmv) |
| サイズ | 16：9（アスペクト比）  横1920ピクセル×縦1080ピクセル、又は　横1280ピクセル×縦720ピクセル |
| ファイルサイズ | 秒数×1MB前後 |
| ビットレーム | 8M bps CBR（音声：128～256kbps） |
| フレームレート | 29.97 fps |
| 描写方式 | ノンインタレース方式 |
| 音声 | ステレオ対応 音声入稿の基準 現行のテレビCM素材搬入基準で採用されているターゲットラウドネス値（目標とする平均ラウドネス値）-24LKFSとする。 |

　　エ　音声で表現されている情報は字幕又はテキストとして付与し、必要に応じ

　　　てナレーションを挿入すること。

　　オ　動画に合わせて適宜、BGMを挿入すること。

　　カ　動画制作の前に原案となる絵コンテ等を提出し、テロップのフォント等を

　　　含め、県と事前に動画の構成について調整すること。

　　キ　制作動画の使用期限を定めないこと。

　　ク　県による複数回の動画の確認及び修正指示の機会を設けること。

　　　　その場合、県の指示に合わせた修正を行うこと。

　　ケ　動画作成全般にかかる費用は全て受託者の負担とすること。また、動画作

　　　　成全般には、構成案（シナリオ）作成、収録、ナレーション、テロップ、

　　　　CG、BGM、編集等のほか、制作物の納品までの一切を含むとする。

（４）その他動画作成にあたっての注意事項

　　ア　動画には視聴者の理解を助けるテロップ等を適宜入れること。またデジタ

　　　ル技術を駆使し、見ている人が飽きないような工夫を凝らすこと。

　　イ　そのほか必要な映像・音楽等についてはすべて受託者が用意すること。

　　　　用意した映像や音楽については適宜県に確認を取ること。

　　ウ　このほか協議の必要に応じて、県と受託者とで打合せを行う。

　　エ　納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場

　　　合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

オ　各動画のサムネイル画像を作成すること。

**６　成果品**

（１）成果品の提出について

　　　作成した動画は、令和６年３月１５日（金）までに上記のファイル形式で納

　　品する。

　　　なお、できる限り早期での納品に努めるものとする。

　　　また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

（２) 成果品に関する権利の帰属

　　ア　本県受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て

　　　県に帰属する。

　　イ　本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

　　ウ　本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するも

　　　のを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関す

　　　る手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

　　エ　その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものと

　　　する。

**７　委託業務実施にあたっての留意事項**

（１) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十

　　分に遵守する。

（２) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講

じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情

　　報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

（３) 委託契約の締結又は履行に当たり、受託者にこの仕様書に定める事項又はこ

の仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行

　　うものとする。

（４) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

（５）委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外

の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除され

た後においても同様とする。

（６) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、県

に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（７）受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第

三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。